

## 宗像ユリックス キッチンカー等 臨時売店 出店者募集要項

### 1 目的

公園の賑わいの創出と魅力ある公園づくりの一環として、公園利用者に飲食を販売提供していただけるキッチンカー等による臨時売店の出店者を募集します。

### 2 出店場所

宗像市久原 400 番地 宗像ユリックス ゆ〜ゆ〜プール周辺及び風の丘周辺  
(詳細な位置は、【別紙 1】のとおり)

※芝生内への車の乗り入れは出来ません。芝生内に簡易テント等を設置する場合は、重しによる固定とし、ペグなどの芝生を傷める機材の使用は出来ません。

### 3 営業可能期間及び営業可能時間

期間	営業可能期間(2 週間が限度)	営業可能時間
期間①	令和 4 年 7 月 16 日~7 月 29 日	午前 9 時から午後 6 時まで
期間②	令和 4 年 7 月 30 日~8 月 12 日	午前 9 時から午後 6 時まで
期間③	令和 4 年 8 月 13 日~8 月 26 日	午前 9 時から午後 6 時まで
期間④	令和 4 年 8 月 27 日~8 月 31 日	午前 9 時から午後 6 時まで

### 4 求める出店のコンセプト

宗像ユリックスの環境に調和した店舗

子どもから高齢者まで様々な利用者にとって魅力的な店舗

### 5 販売可能物品

食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物

### 6 出店者の資格要件

- (1) 福岡県域(福岡市・北九州市・久留米市を除く)にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可書を有する者
- (2) 生産物賠償責任保険(PL 保険)等に加入している者
- (3) 営業許可書の営業の種類が、飲食店営業(自動車営業)、仮設営業(飲食店営業)であること
- (4) 食品衛生責任者、またはそれに代わる資格(製菓衛生師・調理師・栄養士)を有している者
- (5) 別添誓約書【別紙 3】に同意した者
- (6) 目的に賛同していただける者
- (7) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に該当するものでないこと
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律規程第 147 号)第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体、その代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと

と

- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行なう団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと
- (10) 市税に滞納が無いこと
- (11) 園内で政治的活動、宗教活動を行うおそれがない者
- (12) 過去3年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けていない者

#### 7 許可条件等

- (1) 許可方法:都市公園法第5条第2項第2号に基づく公園施設の設置許可とする
- (2) 許可対象:同一日に出店できるのは、1事業者につき1台までとする
- (3) 許可期間:「3 営業可能期間及び営業可能時間」参照
- (4) 許可対象面積:約10㎡(指定する区画内に限る)とする
- (5) 出店に際しての料金:販売額の10%
- (6) 料金の納付:営業期間終了後、7日以内に日々の販売明細、利用者数報告書とともに納付してください

※販売明細は、レジ機能等による電磁式のデータによるものとします。

※利用者数は、レジ機能等による電磁式のデータが望ましい。

#### 8 ごみの処理

- (1) 出店者は、必ずごみ箱を店舗の直近に見やすく設置し、排出するごみは分別して適切に処理すること
- (2) 出店者は、店舗及びその周辺を常に清掃し、清潔を保つことで公園利用者が快適に過ごせるように努めること
- (3) 公園管理者が清掃時に拾ったごみについても、ごみを発生させた出店者が特定できた場合は、出店者側で処分すること
- (4) 購入者に対してごみ箱への廃棄をお願いすること
- (5) 販売終了後は、現状を回復するとともに、公園内にごみがないか確認し、清掃を実施すること

#### 9 市や宗像ユリックスの事業への協力

市が臨時的に実施するアンケート(利用者へのアンケート配布回収、出店者へのアンケート及び売上 情報や利用者の声等の提出)があった際は、協力すること

#### 10 その他事項

- (1) 園内でキッチンカーを走行する際は、公園利用者を最優先に走行すること
- (2) 公園内の電気設備、排水設備、水道設備は使用できません。出店により発生した排水は、園内設備に流さず、持ち帰り適正に処分すること。発電機等は出店者が用意してください
- (3) 雨天等により出店を中止する場合は、あらかじめお知らせする連絡先へ事前に連絡をしてください

- (4) 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者が迅速に対応すること。なお、発生したトラブル等については、その内容を宗像ユリックスに速やかに報告すること
- (5) 申請に虚偽があった場合や許可条件を守らない場合、出店許可を取り消します
- (6) 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること
- (7) 出店者は賠償保険に加入し、出店に伴い発生した施設の損害および第三者への損害は、出店者が一切の賠償の責を負うこと
- (8) 許可内容と関係のない広告等を行わないこと
- (9) BGMを流す場合は、公園利用者や周辺住民の迷惑にならないような音量とすること
- (10) 本募集要項に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること
- (11) 新型コロナウイルス感染症の対策を講じること(従業員のマスク着用、消毒設備の設置、順番待ちの際の社会的距離確保の工夫など)
- (12) その他不明な点については、担当者と事前に協議すること

## 11 提出資料の作成要領

### 提出資料

- ア キッチンカー等臨時売店出店者登録申請書【別紙 2】
- イ 園内での販売品目及び価格表(任意書式)1部
- ウ 営業許可書一式の写し
- エ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格(製菓衛生師・調理師・栄養士)証明書の写し
- オ 生産物賠償責任保険等の証明書の写し(領収書でも可)
- カ 納税証明書等の未納が無いことが確認できる書類
- キ 誓約書【別紙 3】
- ク 車検証(キッチンカー、専用販売車)の写し
- ケ 販売車(キッチンカー、専用販売車の開店状態)、販売形態(テント等)が分かる写真画像
  - ※写真画像に、開店時の最大幅・最大長さ・最大高さを記入してください。
  - ※ナンバープレートが確認できる写真にしてください。
  - ※出店登録期間中に提出書類に変更が生じた場合は、変更した書類を再度提出してください。

## 12 提出先(問い合わせ先)

〒811-3437 宗像市久原 400 番地 宗像ユリックス 施設営業部  
キッチンカー等 臨時売店 出店者募集係 電話 0940(37)1311

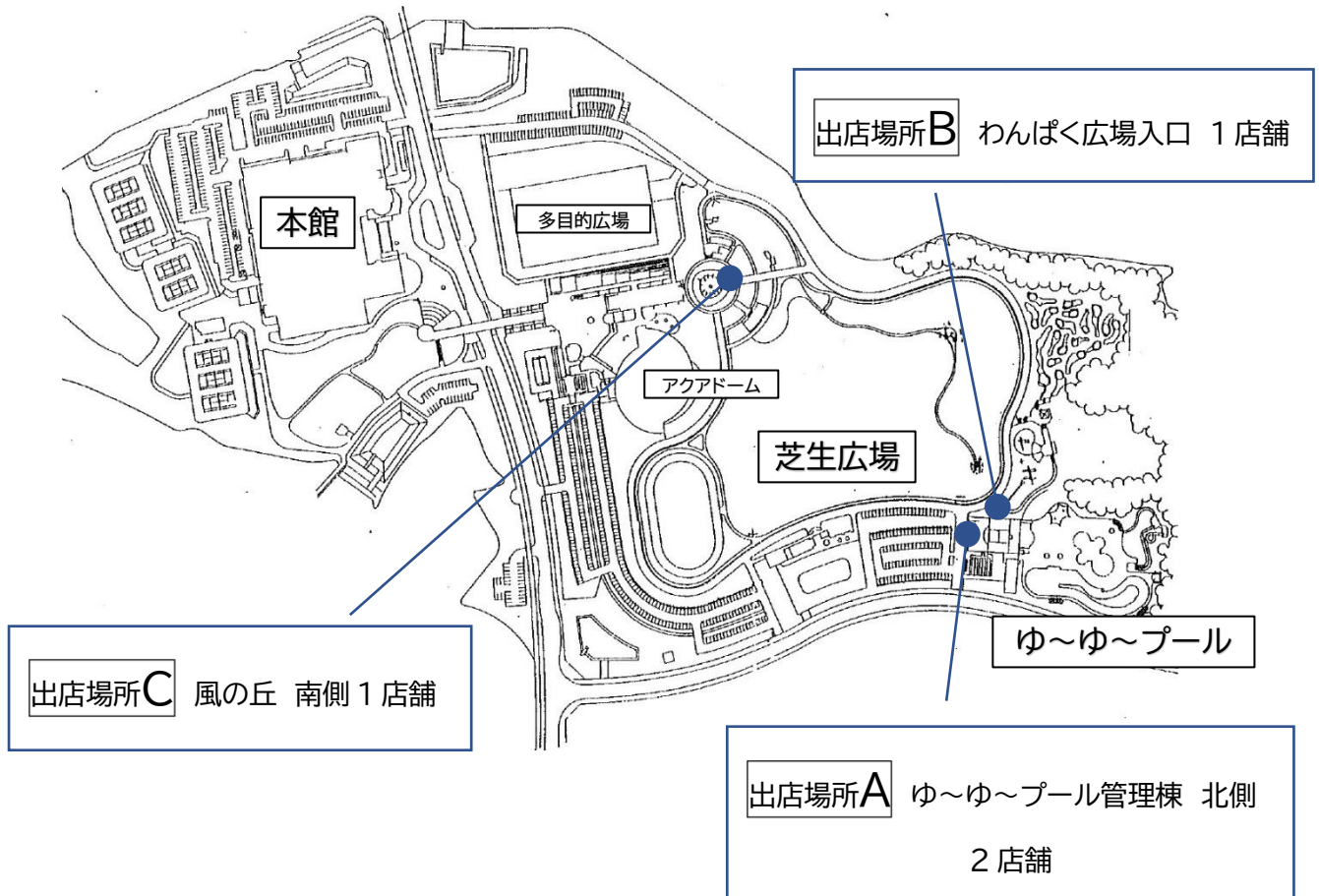
## 13 受付締切

令和 4 年 6 月 23 日(木) 17 時まで

※提出された資料は、出店者の選定以外に使用しません

【別紙 1】

■出店場所地図



■募集出店枠

出店場所	出店場所 A	出店場所 B	出店場所 C
出店期間			
期間① 7月16日~7月29日	1-A	1-B	1-C
期間② 7月30日~8月12日	2-A	2-B	2-C
期間③ 8月13日~8月26日	3-A	3-B	3-C
期間④ 8月27日~8月31日	4-A	4-B	4-C

別紙 2 の「出店希望枠」に、上記記号をご記入ください。

※他事業者と出店希望枠が重複した場合は抽選と致します。

抽選方法や他事業者の出店希望等へのお問い合わせについては一切お答えできませんので、予めご了承ください。

※2つの期間を続けて出店することはできません。

【別紙 2】

宗像ユリックス キッチンカー等 臨時売店 出店者登録申請書

宗像ユリックスキッチンカー等臨時売店出店者募集要項に基づき、出店者として登録申請いたします。本登録申請書の記載内容及び、以下の添付資料については、事実と相違ありません。

- イ 園内での販売品目及び価格表(任意書式)1部
- ウ 営業許可書一式の写し
- エ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格(製菓衛生師・調理師・栄養士)証明書の写し
- オ 生産物賠償責任保険等の証明書の写し(領収書でも可)
- カ 納税証明書等の未納が無いことが確認できる書類
- キ 誓約書
- ク 車検証(キッチンカー、専用販売車)の写し
- ケ 販売車(キッチンカー、専用販売車の開店状態)、販売形態(テント等)が分かる写真画像(販売時の最大幅・最大長・最大高を記入。ナンバープレートが確認できる写真)

申込日:令和 年 月 日

ふりがな		ふりがな	
事業者名		代表者名	印
事業者住所	〒		
電話		ファックス	
ふりがな		担当者	
担当者名		携帯電話	

出店希望枠 別紙 1 地図内の 出店枠表参照	第 1 希望	第 2 希望	第 3 希望

出店形態	<input type="checkbox"/> 車両	車両サイズ(販売時の状態でのサイズ) 幅 m×長さ m×高さ m ナンバー 発電機の利用 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> その他	サイズ(販売時の状態でのサイズ) 幅 m×長さ m×高さ m 形態(例:簡易テント) 発電機の利用 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	販売方法	例:調理・包装済みの弁当を机の上で販売
	展示方法	
持ち込み品	例:冷蔵庫、のぼり旗、立て看板など	

## 誓約書

私は宗像ユリックスでの出店を申し込むにあたり、出店が決定した場合は、「キッチンカー等臨時売店出店者募集要項」を十分理解の上、記載内容を厳守することを誓約し、許可条件等違反する恐れがある場合または違反した場合、当募集者の決定に従います。

なお、定められた書類が、定められた期日内に提出できない場合は、他の応募者に権利が移行することを承諾します。

### 〈誓約事項〉

- 1 当社または当団体の役員等は暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう)又は暴力団員等(暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員をいう)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当する者ではなく、かつ、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していないこと、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないことを誓約します。また、必要に応じて、当募集者が福岡県警察本部(宗像警察署)に身分を照会することを承諾し、暴力団又は暴力団員との関係が確認された場合、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員であることが確認された場合は、当募集者が行う一切の措置についての異議の申し立て、また、措置によって生じた賠償請求も行ないません。
- 2 私は、出店にあたり、適切な保険に加入し、いかなる時も周囲への安全に十分注意します。万一、自店過失により、公園利用者等へけがなどの損害を発生させた場合は、一切の責任を取ります。
- 3 私は、出店にあたり、食品衛生に十分注意します。提供した食品については、出店者が責任を持って提供し、食中毒やその他の事故一切の責任を取ります。適切な保険に加入し、事故の保障に対しても万全を期します。
- 4 私は、来場者や他の出店者、公園周辺の家屋などに対し、不快を与えるような行為をしません。
- 5 私は、出店時の公園において、政治、宗教活動を行いません。
- 6 私は、申請書類一式に変更が生じたときは、速やかに報告します。
- 7 私は、出店にあたり、出店場所等の一切について当募集者の指定・指示に従います。また、宗像市・警察・消防・保健所等の関係機関の指示・指導についても同様とします。

令和 年 月 日

公益財団法人宗像ユリックス 理事長あて

住所(法人は所在地)

商号又は名称

代表者氏名

印